

江戸川区まちづくり専門家派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不燃化特区及び整備地域等不燃化集中促進事業地区において、地域の防災性及び住環境の向上に資する建替え等を行おうとする者に対して、江戸川区（以下「区」という。）が不燃化に向けたまちづくりに関する専門家の派遣を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化特区 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年3月29日付け24都市整防第598号）に基づき、東京都知事が指定した不燃化推進特定整備地区をいう。
- (2) 整備地域等不燃化集中促進事業地区 東京都整備地域等不燃化集中促進事業制度要綱（令和8年3月 日付け7都市整防第 号）に基づき、東京都知事が指定した整備地域等不燃化集中促進事業の施行地区をいう。
- (3) 老朽建築物 次のいずれかに該当する延焼防止上危険な木造建築物をいう。
 - ア 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定により除却勧告を受けた木造建築物
 - イ 区の調査により危険であると認められた昭和56年5月31日以前の木造建築物
 - ウ 区の調査により危険であり、かつ、建築物の管理その他の事由により当該建築物を除却することが延焼防止を図る上で至当と認められた木造建築物
- (4) 専門家 不燃化特区及び整備地域等不燃化集中促進事業地区における事業に係る相談を受けるために必要な知見及び実務経験を有する弁護士、建築士、土地家屋調査士等の専門的知識を有する者をいう。

(派遣対象者)

第3条 専門家の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 不燃化特区及び整備地域等不燃化集中促進事業地区内における老朽建築物の所有者等又は当該建築物の存する土地の所有者等
- (2) 前号に掲げる者のほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める者

(派遣)

第4条 区長は、派遣対象者から老朽建築物の不燃化に伴う権利者の移転、建替え、除却等の様々な課題に関する相談を受け付け、必要な提案、助言等を行うため、専門家を派遣する。

(派遣の限度)

第5条 専門家の派遣は、1回につき2時間程度かつ派遣対象者一人につき同一の年度内において5回を限度とし、予算の範囲内で行う。

- 2 専門家の派遣は、1回の申請につき、一人の専門家に限る。
- 3 専門家の派遣先は、原則として江戸川区内とする。

(派遣申請)

第6条 専門家の派遣を希望する派遣対象者（以下「申請者」という。）は、その都度、

専門家派遣申請書（第1号様式）に關係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（派遣決定及び選定並びに業務依頼及び業務受諾）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、派遣を行うことを決定した場合は、業務内容に適合した専門家を選定した上で、専門家派遣業務依頼書（第2号様式）により、当該専門家に業務を依頼するものとし、派遣を行わないことを決定した場合は、専門家を派遣しない旨の決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により業務を依頼された専門家は、当該業務を受託するに当たって、専門家派遣業務受託書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

3 区長は、前項の規定により専門家が業務を受託したときは、専門家派遣決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（業務実績報告）

第8条 業務を受託した専門家は、当該業務が終了した後、速やかに専門家派遣業務実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（業務内容確認及び支払決定）

第9条 区長は、前条の規定による業務実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、業務が適正に行われたと認めるときは、当該業務に対する報償金の支払を決定し、専門家派遣報償金支払決定通知書（第7号様式）により、専門家に通知するものとする。

（報償金支払の請求）

第10条 前条の規定による支払決定通知を受けた専門家は、通知書の受領後、速やかに専門家派遣報償金支払請求書（第8号様式）により、区長に業務に対する報償金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに報償金を支払うものとする。

（報償金の額）

第11条 派遣された専門家に対する報償金の額は、1回の派遣につき33,000円とする。

（電子申請）

第12条 この要綱に定める派遣申請、受託及び報告（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する当該申請等に係る書面等により行われたものとみなす。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、都市開発部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。